

## 吉野川市高齢者の生活状況の見守りに関する協定書

吉野川市（以下「甲」という。但し甲には地域包括支援センターを含む。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、吉野川市高齢者の生活状況の見守りに関して次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、急速に進展する社会の高齢化と核家族化のなか、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、乙が業務中に、高齢者の生活状況を見守り、必要な情報を甲（別紙「連絡先」のとおり）に提供することにより、高齢者の生活の安心と安全を守るための支援を行うことを目的とする。

### （業務の内容）

第2条 乙は、高齢者宅等での日常業務において、生活上で何らかの異変をきたしていると思われる状況を発見したときは、甲に情報提供することにより高齢者の生活状況の見守り（以下「業務」という。）を行うものとする。

- 2 情報提供を受けた甲は、速やかに当該高齢者宅を訪問するなどして、安否を確認するとともに必要な対策を講じるものとする。
- 3 乙が、緊急を要すると判断したときには、甲への情報提供に代えて、警察又は消防に通報することを妨げない。
- 4 本業務遂行に係る経費については無償とする。

### （業務の履行期間及び期間の更新）

第3条 業務の履行期間は、令和2年9月1日から令和3年3月31日までとする。なお、期間満了の日から1ヶ月前までの間に、甲・乙いずれからもこの協定の解除の申し出がないときは、期間を更に1年間延長することとし、以降も同様とする。

### （提供する情報及び提供方法）

第4条 乙の従業員等で情報の提供を行おうとする者（以下「情報提供者」という。）は、業務を実施するにあたり、情報提供者の自主的判断に基づいて異変があると判断したときは、当該異変があると判断した住居の所在地・状況などの情報を速やかに関係機関に提供する。

- 2 情報提供者は、情報の提供にあたっては、電話・ファックス等を利用して行う。
- 3 情報提供者は、災害や事故等の緊急時には、先ず自分自身の安全確認に努め、原則として情報収集は中止する。ただし、甚大な被害が予想され、詳細な情報提供の必要があると判断したときは、可能な範囲での情報収集に努め、関係機関に情報提供するものとする。

### （協定の解除）

第5条 甲は乙が次の各号の一に該当するとき、及び、甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の全部又は一部を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の全部又は一部の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

- (1) 乙が、その責めに帰すべき事由により、この協定の条項に違反したとき。
- (2) この協定の履行に関し、乙に著しい不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協定を解除するに十分な理由があると甲が認めたとき。

(免責)

第6条 乙は、本業務が無償であることに鑑み、業務の実施に関して事故が発生した場合においても、甲又は第三者に対して責任を負わないものとする。

(紛争の解決)

第7条 本業務に関して、第三者との間に生じた紛争の解決は、原則として甲がその責任と負担において行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本業務の実施に際して知りえた個人情報を第三者に漏らし、又は、第1条に掲げる目的以外に使用してはならない。

2 乙は、業務遂行にあたり個人情報を取り扱うときは、個人の権利・利益を侵害することのないように努めなければならない。

3 前二項の規定は、協定の解除後又は業務の履行期間満了後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲・乙協議のうえ定める。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ押印のうえ、各1通を保有する。

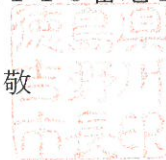
令和 2 年 9 月 1 日

甲

徳島県吉野川市鴨島町鴨島 1 1 5 番地 1

吉野川市

吉野川市長 原 井 敬

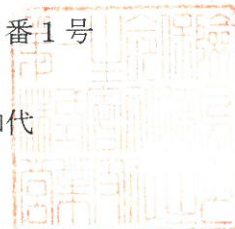


乙

東京都千代田区有楽町一丁目 1 3 番 1 号

第一生命保険株式会社

徳島営業支社長 藤丸 真知代



連 絡 先

吉野川市長寿いきがい課	電話 0883-22-2264
	FAX 0883-22-2260

吉野川市地域包括支援センター	電話 0883-22-2744
	FAX 0883-22-2746